

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会について

1 再発防止策作成の基本的な考え方

横浜市いじめ問題専門委員会（第三者委員会）からの「いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査報告書（答申）」で、指摘・提案された項目に、義家弘介文部科学副大臣からの指摘内容、当該児童の保護者及び代理人からの要望事項、代理人から提出された所見を踏まえて、検証・検討内容を 8 つの項目に整理しました。

項目ごとの課題及びその要因や背景を検証・検討する際には、調査報告書（答申）をベースにしながら、それを補うために横浜市いじめ問題専門委員会が調査のために収集したヒアリング記録や資料も活用します。

再発防止策の作成にあたっては、「オール横浜でいじめ問題に取り組む」ことを重視する観点から、検討委員会は教育委員会事務局の部課長級職員と関係市長部局の局部長級職員とで構成しています。

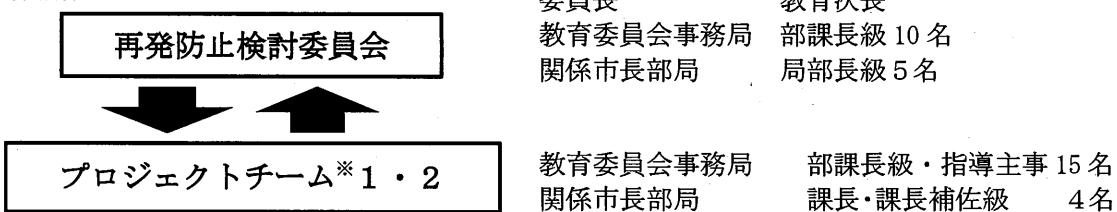
再発防止策の客觀性、妥當性、実効性を担保するために、国や県のいじめ問題担当職員及び弁護士等の外部有識者からの意見を聴取します。さらに、横浜市いじめ問題専門委員会にも諮詢し意見を求めます。

再発防止策は、3 月の教育委員会会議で案をまとめ、市長が主宰する横浜市総合教育会議を経て、確定し公表します。

2 検証・検討項目

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 児童理解 | (5) 教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方 |
| (2) 校内児童生徒指導体制の充実 | (6) いじめ調査方法のあり方 |
| (3) 保護者との関係構築 | (7) 調査結果の公表のあり方 |
| (4) 関係機関との連携 | (8) いじめの定義理解 |

3 組織構成



※迅速かつ実践的に審議を進めるために設置

4 開催状況

■再発防止検討委員会

- 第一回 12 月 15 日（木）
第二回 12 月 27 日（火）
第三回 1 月 6 日（金）
第四回 1 月 13 日（金）

■プロジェクトチーム 1

- 第一回 12 月 16 日（金）
第二回 12 月 21 日（水）
第三回 12 月 26 日（月）

■プロジェクトチーム 2

- 第一回 12 月 19 日（月）
第二回 12 月 20 日（火）
第三回 12 月 21 日（水）

5 今後のスケジュール

- 1 月 20 日 ・市会常任委員会への中間報告
1 月下旬～2 月 ・外部有識者に意見聴取
2 月・3 月 ・教育委員会会議 ・横浜市いじめ問題専門委員会に諮詢 ・市会常任委員会
3 月下旬 ・横浜市総合教育会議
3 月末 ・再発防止策の確定と公表

6 これまでの主な検証・検討内容

(1) 児童理解

a. 指摘された課題

児童の可塑性を踏まえた、児童一人ひとりの特性理解の促進と教育支援体制の確立

b. どう対応していたか

○学級担任の対応

平成 23 年度（当該児童 2 年生時）の学級担任は、当該児童が「〇〇菌」と呼ばれたりしたことを探え、その都度指導した。

平成 24 年度（3 年生時）の学級担任は、6 月から 10 月までの不登校期間には、当時、保護者から「学校とは関係ない。震災で傷ついている」と言われており、「いじめ」による不登校としての対応はしていなかった。第三者委員会の聴取で当該児童は、「いじめられるのが嫌だ、辛いと思って、行かなくなったり」と述べている。

平成 25 年度（4 年生時）の学級担任は、当該児童が他の児童と良好な関係が築けるよう様々な配慮・対応をしており、不登校傾向は見られていない。

平成 26 年度（5 年生時）、5 月 28 日に保護者から「帽子を隠された」といういじめの訴えがあつたが、すぐに見つかったことなどから、担任はいじめとは認識しなかった。一方、第三者委員会の聴取で当該児童は、「4 年生以降、担任に相談しようと思ったが対応してもらえない」と述べている。

その後、保護者から学校に金銭授受に関する相談があり、担任及び児童支援専任教諭は、いじめや金銭授受などについて、関係児童及び周辺の児童に複数回の聞き取りを行った。

しかし、聞き取りの結果からは、当該児童がいじめられていたという認識は持てなかつた。いじめや金銭授受について、当該児童への聞き取りができるよう保護者に要望したが、叶わなかつた。

平成 27 年度（6 年生時）の学級担任は、家庭訪問をほぼ毎月行っている。保護者とは面会できていたが、当該児童とは一度も面会できていない。

○担任間の児童理解に関する引き継ぎ

進級の度に、当該児童が福島から避難してきていることや、表出している行動面での引き継ぎはあつたが、第三者委員会から指摘されたような児童の心情や可塑性について、十分な理解の下での引き継ぎはできていなかつた。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○児童生徒一人ひとりが受け入れられないと実感できる、受容的な学級・集団づくり

教員と児童生徒の良好な人間関係のもと、児童生徒が、自らの社会性やコミュニケーション能力を高め、仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりを持てるような学級・集団づくりへの努力が大切である。

○児童一人ひとりを多面的に捉え、学校内で組織的に情報共有・判断するための仕組みづくり

児童の発達段階に応じた一部教科担任制等の導入、低中高学年のブロックを意識した人員配置等による、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する必要がある。

継続的な児童理解ができるように、職員配置を工夫し、小中学校を通して児童生徒を見守る体制づくりやカウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するとともに、校内における児童指導上の確実な引き継ぎの徹底などの対応を図る必要がある。

○放射線に関する学習や道徳教育、人権教育の充実

平成 29 年 1 月 10 日に実施した市立小中学校を対象とした研修会において、放射線に対する正しい理解を深める学習について再確認した。今後は、特別の教科 道徳や人権教育の充実を図る中で、被災を経験した子ども達に寄り添う心情を確実に育んでいく必要がある。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(2) 校内児童生徒指導体制の充実

a. 指摘された課題

組織的な情報共有・対応ができる校内児童支援体制の確立

b. どう対応していたか

○「いじめ」に対する対応

学校は、当該児童が在籍していた5年間において、担任の観察やアンケート調査等で校内での他のいくつかの「いじめ」を認知し、対応している。当該児童に関しては、5年に「いじめ」を受けた疑いで調査を行っているが、結果として「いじめ」としては認知していない。

○金銭の授受事案に対する対応

平成26年度（当該児童が5年生時）の5月9日、担任は関係児童1名が当該児童から玩具を渡され、持ち帰ったことに関する情報を得た。次いで5月21日か22日にはゲームセンターでの金銭授受について情報を受けたが、有効な調査、指導ができず、当該児童保護者への連絡もできずにいた。

学校は、6月14日に当該児童保護者から連絡を受け、いじめや金銭の授受について、当該児童から聞き取りを行った。6月から9月にかけて関係児童らについても複数回聞き取りを行った。また、学校は改めて当該児童への聞き取りを求めたが、保護者に断られたため面会することができなかった。

関係児童への聞き取りの際に、児童支援専任教諭や学級担任が、関係児童及び保護者への一定の指導を行った。しかし、学校全体として積極的な教育的指導・支援は行わなかった。

当該児童の保護者の訴えと関係児童らから確認できた内容に大きな相違があったため、学校は、警察に相談することを当該児童の保護者にすすめ、学校からも警察に状況を伝えた。

学校は、警察から被害事実の特定に至らなかつたとの連絡を受け、金銭問題については、これ以上の事実の解明には限界があると判断した。

12月には、間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校したが、学校は、保護者間の協議の場として学校を提供することを断つた。

その後、平成27年3月25日には学校を会場として、代理人を含む保護者間の話し合いが行われ、学校も同席している。

○校内児童支援体制

学校は、児童指導上の課題について、定期的に会議を行い、教職員間の情報共有はできていた。

しかし、適時に課題に対応するための組織的な情報共有が不十分で、組織としての意思決定が不明確となっており、専門家など適切な人材を活かすことができなかつた。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○課題解決に向けた校内指導体制の実効性向上（学校の機動力向上）

管理職を中心に、児童支援専任教諭や専門職（カウンセラー等）等を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携し、対応方針の決定ができる児童生徒指導体制を構築すること。特に児童支援専任教諭が効果的に役割を果たせる校内体制を整える。

○学校の組織力向上

校長の組織マネジメント力、課題解決能力向上を図ること。

管理職や課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができる場（研修等）を設定する。具体的には、全ての中高一貫教育推進ブロックでの危機管理に関わる中高合同研修を開催する。

○教育上の問題に対する適切な指導・対応の見直し

小学校児童支援専任教諭と、金銭にまつわる問題行動等の実例の蓄積がある中学校生徒指導専任教諭との連携を強化し、小学校における迅速な対応・指導につなげよう、区児童支援・生徒指導専任教諭協議会等の充実を図る。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(3) 保護者との関係構築

a. 指摘された課題

日常的な保護者とのコミュニケーションを活性化する学校体制の確立

b. どう対応していたか

○学校・保護者間でとられたコミュニケーション

平成25年度（当該児童が4年生時）の担任は、保護者面談や家庭訪問を断られたため、一度も保護者と会うことができなかつた。担任は、このような状況は良くないと感じており、管理職に相談しながら、「電話」で様々な配慮や対応を行っている。

平成26年度（5年生時）には、担任が保護者と関係を構築する前に、金銭の授受問題が起こつたが、保護者からコミュニケーションを拒否されていた校長に代わって、副校长と担任が、繰り返し電話・家庭訪問・面談を行つた。いじめや金銭問題について、学校が関係児童らから聞き取つた内容と保護者が当該児童から聞き取つた内容に相違があり、さらに関係は悪化することとなつた。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○学校と保護者の相互理解を図る日常的なコミュニケーションの徹底

学校と保護者は子どもの成長を支えるパートナーであるという基本認識のもと、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、保護者の心情に配慮しながら、積極的なコミュニケーションを図ることができるように体制を整える必要がある（家庭訪問や来校による面会、電話連絡、連絡帳等）。

○校内における「課題解決対応チーム」の編成と保護者への明示

校内のケース会議開催後、学級担任だけでなく、校内の課題解決に必要な人材（校長、副校长、児童支援専任教諭、養護教諭、カウンセラー等）によるチームを素早く編成し、確認、記録、共有をして組織的に対応すること。また、そのことを保護者に対して明確に示すことが必要。

○学校外の相談窓口の効果的活用

学校は、学校教育事務所や区役所にあるこども家庭支援課等、連携できる窓口に情報を提供するとともに、保護者に対して課題解決に向けた相談窓口が複数あることを十分周知し、活用を促すことも重要。保護者の孤立化を防ぎ、支えることも学校との関係構築には必要。

○学校と保護者の良好な関係が構築できない場合の対応

個々の教員が単独で対応し続けるのではなく、学校組織として保護者にアプローチを図る。さらに、良好な関係づくりの見通しがつかないことが予想される場合には、早期に、保護者の心情や特性に配慮できる専門家等による介入の検討を行う。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(4) 関係機関との連携

a. 指摘された課題

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること

b. どう対応していたか

○警察との連携

平成26年度（当該児童が5年生時）の金銭問題について、学校は、警察に相談した。

その後、保護者から学校へ、「（保護者が）警察への相談を検討している」ことが伝えられ、その際、学校は、保護者が警察に被害届を出した場合、学校として警察の聴取に協力していきたいと伝えた。

また、7月上旬には、区児童支援・生徒指導専任教諭協議会において学校から警察へ情報提供を行った。

その後、警察による関係児童への聞き取り等があった。さらにその後、学校は、保護者から相談があつたことや警察の調査で被害事実は特定できなかつたこと等について、警察からの報告を受けた。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○関係機関が連携するための仕組みの活用

問題行動等への対応については、警察や区役所・児童相談所等関係機関と学校との連携促進のため、「学校警察連絡協議会」や「区児童支援・生徒指導専任教諭協議会」などの仕組みがあつた。

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、今回の金銭問題のような、学校だけで解決できない課題の解決に向け、個別のケースの情報共有により関係機関が連携して対応できるよう、学校警察連携制度の運用や、「要保護児童地域対策協議会」の積極的活用などが必要である。

○スクールソーシャルワーカー（SSW）等専門人材の育成・活用

学校だけでは解決できない、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒に対応できるよう、関係機関との連携強化を担う専門職としてSSWの段階的な配置を進めてきた。

これまでSSWは、主に虐待等を担当し、いじめ事案で活用するという想定がなかつたこと、SSWを学校に派遣して校長の指揮下で対応する想定がなかつたことなどから、今回の問題でSSWが関係機関の連携の中心的役割を担うことができなかつた。今後、SSWの役割や機能の拡大、体制の充実を進める必要がある。

また、SSWは新しい専門職として期待されるものの、単に社会福祉士等の資格を取得しているだけでは期待される役割を担うことができない。ケースワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するために、高い能力を持ったチーフSSWを各学校教育事務所に配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む必要がある。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(5) 教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方

a. 指摘された課題

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること

b. どう対応していたか

○学校教育事務所の対応

学校教育事務所では、平成 26 年 6 月（当該児童が 5 年生時）に校長から本件の報告を受け、学校に対し、いじめの問題も背景にある可能性を踏まえ、事実関係の正確な把握を行うことが必要であるとの助言を行った。このことについては、所内の指導主事室会議で管理職まで報告し、対応の方針を確認している。

7 月に保護者から直接学校教育事務所に電話があった際、事実の把握のために学校が当該児童に話を聞く必要があり、当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、保護者は了承した。あわせて、学校に対して、保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。

また、6 月以降、児童の再登校に向けて、学校がより効果的な働きかけが出来るよう助言を行った。

しかし、金銭問題については、学校が保護者との捉え方の違いを埋めることができず、警察署でも被害事実の特定に至らなかったため、11 月、保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と電話があった際は、「学校の対応が不足する点について指導することはあっても、（学校教育事務所が）主導権をもってその事案に対応することは難しい」と説明した。

○カウンセラー・専門相談の対応

平成 24 年度（当該児童が 3 年生時）の 6 月、保護者から区役所に相談があり、担当したカウンセラーは、当該児童に対して専門的な心理支援が必要であると考え、教育委員会の専門相談を紹介した。専門相談での相談内容は、保護者が学校への情報提供を認めなかつたため、学校と共有されることはなかつた。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○迅速な初動対応

何よりも児童生徒の抱える課題を早期に解決することが重要であり、特に学校だけでは解決が困難な課題の場合には、早い段階で、学校が直接弁護士や心理・医療等の専門家のアドバイスを受けて対応できるよう相談体制を一層充実していく必要がある。

また、重大事態に発展することが疑われる場合には、学校任せにせず、教育委員会全体で対応するため、人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、早期に職員を派遣することで、学校教育事務所とともに学校支援に取り組むことを検討する。

○学校教育事務所の役割の徹底

学校教育事務所では、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で解決されることが望ましい」として、学校へのアドバイスを行ってきたが、保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、学校教育事務所が積極的に学校を支援するということが重要な役割であることを再度徹底する。

事務所の機動力向上のため、事務所内の体制の整備を図る。

○学校教育事務所でのケースカンファレンスの確実な実施

学校教育事務所では、指導主事や SSW 等専門職が参加し、いじめや児童生徒指導上の事態等への対応について議論する「学校支援会議」を開催し対応策の組織的検討を行い、学校支援に努めている。しかし、学校教育事務所に報告される事案は、年々件数が増加し、内容も多様化・複雑化している。

このため、横浜市の虐待対応の仕組みを参考に、緊急度・重要度などの基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については必ずケースカンファレンスの中で対応方針を決定するルールを明確化し、組織として確実な対応を行う仕組みを整備することが必要である。

また、ケースカンファレンスに必要な記録の徹底・情報の共有と一元化を図るため、情報システムの整備等を検討する。

○専門相談との情報共有の検討

専門相談については、条例では、生命や身体の危険等、相談者の承諾がなくても情報共有できる場合については、確実な運用を図っているが、守秘義務を前提として相談者との信頼関係が成り立っているため、安易な運用はすべきでない。

相談員が必要と判断する場合には、相談者の理解を得て学校と情報共有する取り組みを進める方策を検討する必要がある。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(6) いじめ調査方法のあり方

a. 指摘された課題

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること

b. どう対応していたか

○いじめの積極的な認知

当該校では、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、担任の観察やアンケート調査等で校内での「いじめ」の積極的な認知に努めていたが、当該児童に関しては、いじめ被害を受けていた事実を把握しておらず、平成27年12月（当該児童が6年生時）に保護者からのいじめ重大事態としての申し入れがあるまで、認知に至らなかった。

○いじめ重大事態としての対応

学校には、平成27年1月（当該児童が5年生時）にいじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したいと、保護者代理人から書面が届いた。この協議については教育委員会も参加を求められていた。

これを受け学校は学校教育事務所に相談し、学校教育事務所は、本件がいじめ重大事態に該当するかについて検討を行っているが、学校が金銭問題についていじめと捉えていないことや、警察が金銭問題について被害事実の特定に至っていないという学校からの報告も踏まえて、いじめとの認識には至らず、学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。

c. どうすれば適切な対応ができたか（方向性）

○重大事態の一元的判断等、制度の運用や実務の明確化

いじめ防止対策推進法に対応して、平成25年12月に「横浜市いじめ防止基本方針」及び「重大事態に係る調査に関する取扱要綱」が制定されたものの、教育委員会・学校教育事務所・学校がどのような状況の時に重大事態であるとの判断を行うか等、現実の制度の運用や実務の方法について共通認識ができていなかった。

このため、記録・情報共有の徹底や、人権教育・児童生徒課での重大事態の判断の一元化など、制度の運用や実務の流れなどを明確化し、確実に運用していく必要がある。

○早期解決に向けた調査

日々成長していく子どもに配慮し、いじめの調査を迅速に実施し解決を図れるよう、調査に当たる専門家や事務局の体制を充実する。

※ 「b. どう対応していたか」の記載については、学校及び学校教育事務所からの聞き取り内容等を記載したものも含まれており、第三者委員会の報告書での認定事実だけではありません

(7) 調査公表のあり方

a. 指摘された課題

いじめ重大事態の調査報告書は適切に公表すること

【参考】

＜いじめ防止対策推進法第28条第2項＞

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、いじめ重大事態による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

＜いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月 文部科学大臣）＞

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

＜不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月 文部科学省）＞

調査結果の説明に際しては、いじめを行ったとされる児童生徒を含む関係児童生徒のプライバシー保護にも配慮する必要がある。具体的には、当該地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の第三者提供に関するルールが定められている以上、その範囲内で可能な限りの情報を提供する。

(8) いじめの定義の理解

a. 指摘された課題

学校及び教育委員会は「いじめ防止対策推進法」に基づき「いじめ」の定義を正しく理解すること。

○いじめ防止対策推進法の周知等

- ・いじめ防止対策推進法の公布について (25年 7月 5日 学校長あて通知)
- ・いじめ防止基本方針の策定について (25年 10月 18日 学校長あて通知)
- ・横浜市いじめ防止基本方針の策定について (25年 12月 17日 学校長あて通知)
- ・学校いじめ防止基本方針の策定等について (25年 12月 24日 学校長あて依頼)
- ・各学校のホームページ等で学校いじめ防止基本方針の公表 (26年 3月末)
- ・「いじめ根絶」横浜メソッド～教師のためのいじめ防止・対応マニュアルへの配付と活用について (26年 3月 13日 学校長あて周知)
- ・いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイントの配布について (26年 5月 28日 学校長あて周知)
- ・児童生徒指導の手引きの改訂と活用について (27年 3月 27日 学校長あて周知)
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (28年 3月 25日 学校長あて課長通知)
- ・日常の児童生徒指導の充実について (毎年 4月上旬 学校長あて教育長通知)
- ・児童支援・生徒指導専任教諭協議会夏期研修会での研修実施 (毎年 7月下旬)

○いじめの定義の再確認

- ・いじめ問題等の取組の徹底について (28年 11月 21日 教職員あて教育長通知)
- ・いじめ問題等の取組の徹底について (28年 11月 21日 学校長あて課長通知)

○再確認の研修実施

- ・28年 11月 21日 小学校長会児童指導研究部会・中学校長会生徒指導部会
- ・28年 11月 29日 児童支援・生徒指導専任教諭区代表者会
- ・28年 12月 1日 各区専任教諭協議会
- ・28年 12月中 各区校長学校経営推進会議
- ・28年 12月～29年 1月 各学校校内研修

【参考】

<いじめ防止対策推進法第2条>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月 文部科学大臣）>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

教育委員会事務局委員

役割	職名	氏名
委員長	教育次長	小林 力
副委員長	総務部長	高倉 徹
副委員長	教育政策推進等担当部長	小椋 歩
	教職員人事部長	魚屋 義信
	施設部長	上田 恭弘
	指導部長	長谷川 祐子
	国際教育等担当部長	奥田 裕之
	北部学校教育事務所長	前田 崇司
	職員課長	小林 謙一
	教職員人事課長	市川 一弘

本市関係局委員

職名	氏名
泉区福祉保健センター担当部長	松浦 淳
総務局コンプライアンス推進室長	鈴木 紀之
市民局市民情報室長	田山 博敏
こども青少年局こども福祉保健部長	細野 博嗣
健康福祉局生活福祉部長	本吉 実

学校・学校教育事務所についての検討PT(PT1) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	教育政策等担当部長	小椋 歩 ※
	教職員人事部長	魚屋 義信 ※
	寺尾中学校長	木藤 肇
	教育政策推進課長	高見 晓子
	教職員人事課長	市川 一弘 ※
	指導部首席指導主事	緒方 克行
	北部学校教育事務所指導主事室長	水木 尚充
	人権教育・児童生徒課指導主事	小倉 克彦
	こども青少年局課長補佐(中央児童相談所支援課相談調整係長)	畠岡 真紀
	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	石原 千草

教育委員会事務局についての検討PT(PT2) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	総務部長	高倉 徹 ※
	国際教育等担当部長	奥田 裕之 ※
	北部学校教育事務所長	前田 崇司 ※
	職員課長	小林 謙一 ※
	東部学校教育事務所指導主事室長	直井 純
	南部学校教育事務所指導主事室長	村岡 靖
	人権教育・児童生徒課担当課長	蒲地 啓子
	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課長	中澤 智
	泉区福祉保健センターこども家庭支援課長	丹野 久美

※…検討委員会委員を兼ねる者

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

意見聴取を行う外部有識者等

職名	氏名
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長	松林 高樹
神奈川県教育局支援部子ども教育支援課長	宮村 伸一
神奈川県教育局支援部学校支援課長	加川 香
目白大学人間学部人間福祉学科教授	大崎 広行
弁護士法人リレーション代表弁護士	川 義郎